資 料-2

天神川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「天神川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

(目的)

第2条 本懇談会は、「天神川水系河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法 第16条の2 第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国 土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する

(組織等)

- 第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
 - 2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。
 - 3 委員の任期は、原則として整備計画が出来るまでとする。

(委員長)

- 第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
 - 2 委員長は、会務を掌理する。
 - 3 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が あらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(会議の招集)

- 第5条 懇談会は、委員長が招集する。
 - 2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局倉吉河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成18年8月21日より施行する。

【別表】

天神川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	職名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県立博物館 副館長	環境(魚介類)
北村 義信	鳥取大学農学部教授	関係水利
國本 洸紀	鳥取短期大学 非常勤講師	環境(鳥類•昆虫) 歴史文化
檜谷 治	鳥取大学工学部教授	河川工学
福田京子	鳥取県地域づくりセンター 事務局長	地域づくり
道上 正規	財団法人とっとり政策総合研究センター 理事長	地域づくり、土木(治水)
森本 満喜夫	天神川流域会議会長	環境(植物)
山崎 賀津雄	鳥取県内水面漁場管理委員会会長	関係漁業

(敬称略、五十音順)